

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月8日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が34例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内20354～20387例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は42.5です。

- 【発生数】 6市3町で、10歳未満～80代 計34名
- 【症状等の度合】 軽症32, 症状なし2
- 【入院等の状況】 入院中1, 宿泊療養中12, 調整中21
- 【他事例との関連】 濃厚接触者9, 接触あり14, 調査中11
- 【県外往来等※】 あり6

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
大竹市		1		1	1						3
廿日市市	4	1	1	1	1	2					10
府中町	1	3	1	1							6
海田町		1			1	1					3
熊野町				1							1
東広島市				1	2	1			1		5
三原市				2							2
尾道市	1		1		1						3
三次市					1						1
合計	6	6	3	7	7	4			1		34

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場を除きます。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください（事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。